財務諸表監査　第３版　練習問題　解答・解説

第 1 章　経済社会における監査の役割と定義

練習問題 1-1

1. ×　財務諸表の信頼性をめぐる経済主体間の潜在的な利害の対立は監査によって緩和されるが，監査が需要されるためには，潜在的な利害の対立の緩和によって実現する利益（便益）が監査のコストよりも大きくなくてはならない。すなわち，コストが利益（便益）を上回っている場合には，監査を受けるのではなく，潜在的な利害の対立から生じる帰結を受け入れるほうが合理的である。
2. ×　資料 1–1 に示されているように，今日の財務諸表監査のもとでの監査報告書は定型化されている。そこに含まれる定型化されたメッセージは，専門的に定義された用語を用いて極めて圧縮された形で述べられている。したがって，そのメッセージを正しく理解するためには，そこで用いられている用語が何を意味しているのかについて学習しなければならない。

練習問題 1-2

1. ×　法によって強制される法定監査ではなく，任意監査である。
2. ×　この場合の財務諸表監査は，合併比率の決定や買収額の決定に利用される財務諸表が信頼できるかどうか，すなわち財務諸表の信頼性を明らかにすることを目的とする監査である。

練習問題 1-3

○　監査という概念には「伝達」という要素が含まれる。

練習問題 1-4

1. ×　「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」ではなく，「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」である。
2. ○

第 2 章　財務諸表監査の生成基盤

練習問題 2-1

1. ×　監査の依頼人は監査用役の利用者である場合もあるし，監査契約者の場合もある。
2. ×　監査用役の対価の負担者は，監査用役の利用者である場合もあるし，監査契約者の場合もある。
3. ×　監査は潜在的な利害の対立を緩和するという効果をもつが，それを解消することはできない。

練習問題 2-2

1. ○
2. ×　内部監査の主題は経営者のニーズに従って自由に設定される。
3. ○
4. ×　監査の主題とは監査報告が求められている立証の対象である（傍点注意）。

©2024 Eriko Kameoka, Hironori Fukukawa, Takashi Nagami, Yoshihide Toba
財務諸表監査　第３版
国元書房　（更新日 2024.8.19）

練習問題 2-3

⑥　監査人が調べている対象や状況からは，監査の主題は特定できない。

練習問題 2-4

監査の主題は，法定監査の場合には法律によって明示されているが，任意監査の場合にはその監査が行われる状況によって異なる。また，監査のなかには，監査の主題を特定する明確な用語が用いられておらず，その意味において明確ではないものもある。「会計監査」という概念はその典型である。「会計監査」を会計報告書の監査と理解すれば「言明の監査」となり，会計行為や会計業務の監査と理解すれば「非言明の監査」となる。「内部統制監査」という用語も同様である。「内部統制報告書監査」と表現すれば言明の監査，「内部統制システム監査」と表現すれば非言明の監査となり，監査の主題が特定化され明確となる。

（紙幅の関係により，項以下省略）

番号	監査名	言明の監査	非言明の監査
①	監査役監査	☆計算書類・連結計算書類・附属明細書 （会社法第 436 条・444 条） ☆事業報告 （会社法施行規則第 129 条）	☆取締役の不正の行為・法令もしくは定款違反 （会社法施行規則第 129 条） ☆株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 （会社法施行規則第 118 条）
②	監査委員会監査	☆計算書類・連結計算書類・附属明細書 （会社法第 436 条・444 条） ☆事業報告 （会社法施行規則第 129 条）	☆取締役および執行役の不正の行為・法令もしくは定款違反 （会社法施行規則第 129 条） ☆株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 （会社法施行規則第 118 条）
③	監査委員監査 （地方自治体）		☆「普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事務の管理」 （地方自治法 199 条）
④	内部統制監査	☆内部統制報告書（日本） （金融商品取引法第 193 条の 2）	☆内部統制システム（アメリカ） （Sarbanes-Oxley Act of 2002, Section 404）
⑤	内部監査	経営者が指示する「監査の主題」によって決まる。	
⑥	不正摘発監査		☆主として従業員の財産不正
⑦	会計監査人監査	☆連結計算書類・計算書類・附属明細書 （会社法第 436 条・444 条）	
⑧	学校法人監査	☆「貸借対照表，収支計算書その他の財務計算に関する書類」 （私立学校振興助成法第 14 条）	
⑨	コンプライアンス監査		☆（法令・各種規則違反）
⑩	能率監査		☆（業務・事業活動の効率性の評価）
⑪	金融商品取引法監査	☆連結財務諸表・財務諸表 （金融商品取引法第 193 条の 2） ☆内部統制報告書 （金融商品取引法第 193 条の 2）	
⑫	労働組合監査	☆「すべての財源及び使途，主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告」 （労働組合法第 5 条）	

©2024 Eriko Kameoka, Hironori Fukukawa, Takashi Nagami, Yoshihide Toba

⑬	会計監査	「会計」という用語の理解の仕方によって決まるが，通常は言明（財務諸表や会計帳簿）
⑭	業務監査	「業務」の意味する内容によって，さまざまな態様の業務監査が誕生する。通常は，非言明（プロセス・システム・行為）

第3章 財務諸表監査の担い手

練習問題 3-1

1. ×　公認会計士試験合格者で「実務補習」・「業務補助等」の要件を満たした者で，「公認会計士」という名称を使って業務を行うことを希望する者は日本公認会計士協会の会員名簿に登録しなければならない。これが，同時に「開業登録」となる（公認会計士法第 17 条）。
2. ×　公認会計士が，公認会計士法上，業務として従事できるのは，「財務書類の監査または証明」だけではなく，「財務書類の調製」・「財務に関する調査や立案」・「財務に関する相談」も可能である。非言明（行為・システム・プロセス）を保証の主題とした業務については，同法上，制約はない。
3. ×　公認会計士法上，公認会計士に独占的業務権が与えられているのは言明の監査全般ではなく，「財務書類の監査または証明」である。
4. ×　監査業務審査制度ではなく，不適切な（監査）業務や監査業務の失敗があった場合に，公認会計士個人と監査法人を処分するための懲戒処分制度である。無論，自己規制の仕組みとして，監査業務審査制度がまったく位置づけられない，というのではない。

練習問題 3-2

1. ×　『倫理規則』の遵守を直接的に求める公認会計士法上の規定はない。ただし，公認会計士法第 44 条では，日本公認会計士協会に会則を定めることを要求している。この会則において，会員の品位保持に関する事項として，職業倫理に関する規範である『倫理規則』が設定されている。
2. ×　日本公認会計士協会は，国際会計士連盟の加盟団体であるため，国際会計士倫理基準審議会が定める『国際会計士倫理規程』と同等か，それよりも厳しい倫理規則を設定することを求められている。現在の『倫理規則』は，日本独自の規定がいくつか設けられてはいるものの，基本的に『国際会計士倫理規程』をアドプションしたものとなっている。
3. ○　現在の『倫理規則』は，『国際会計士倫理規程』と同様に，細則主義ではなく原則主義を採っており，そこでは，5 つの基本原則（と独立性）の遵守とそのための概念的枠組みの適用が中核をなしている。

第4章 不正・誤謬・違法行為と財務諸表監査の重要な虚偽表示

練習問題 4-1

1. ○　①の開示は不要である。独占禁止法違反による取引であれ，まずそれを経済的事象として認識したうえで，適切な会計的処理がなされなければならない。②については，しかるべき開示がなされなければならない。
2. ○　不正があったものの，適切な会計処理がなされ，この不正によって財務諸表上の重要な虚偽表示がもたらされていないため。

練習問題 4-2

×　金融商品取引法が対象としている「法律違反」は「法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正

©2024 Eriko Kameoka, Hironori Fukukawa, Takashi Nagami, Yoshihide Toba

性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実」であり，財務諸表の重要な虚偽表示に影響を与える可能性のある法律違反のみに限定されているわけではない。

第5章 証券市場と金融商品取引法

練習問題 5-1

1. ○
2. ×　会社法上の大会社が上場会社であるとは限らない。ただ，上場会社でなくとも有価証券報告書提出会社となることはありうるので，注意を要する。
3. ○　図表 5-3 を参照のこと。
4. ○　図表 5-3 を参照のこと。
5. ×　内部統制報告書の提出は上場会社に義務づけられている。
6. ×　半期報告書の提出は上場会社に義務づけられている。

練習問題 5-2

1. ×　有価証券通知書は開示書類ではない。
2. ×　公認会計士が監査するのは有価証券届出書に記載された会計情報ではなく財務諸表である。
3. ×　臨時報告書に記載されている情報の性質・内容にかかわらず，臨時報告書自体が監査の主題ではない。
4. ○　「流通市場を利用している会社」とは上場会社のことである。したがって有価証券報告書と半期報告書の定期的提出が義務づけられている。このほかに，上場会社については，内部統制報告書の提出が義務づけられている。
5. ×　内部統制報告書（連結レベル）は有価証券報告書とは別個の提出書類であり，有価証券報告書のなかに記載されるのではない。

練習問題 5-3

1. ○
2. ×　戦後制定された。
3. ○
4. ×　資金をこれから調達しようとする企業だけでなく（発行市場），すでに資金を調達した企業に対しても適用される（流通市場）。
5. ○
6. ×　インサイダー情報の入手が禁止されているのではない。インサイダー情報を得る立場にいる者（とりわけ取締役・監査役・公認会計士など）が，当該情報が開示されるまでの期間，当該会社の証券売買をすることを厳しく禁止している（金融商品取引法第 166 条）。
7. ○

練習問題 5-4

1. ×　公認会計士または監査法人が「期中レビュー」という方式を通じて信頼性を保証するのは，半期報告書ではなく，半期連結財務諸表である。

©2024 Eriko Kameoka, Hironori Fukukawa, Takashi Nagami, Yoshihide Toba

2. ×　四半期報告制度は金融商品取引法上では廃止されたが，証券取引所の適時開示ルールに従い，市場全体として情報開示の頻度は四半期のまま維持されている。
3. ×　「財務報告に係る内部統制」についての経営者の評価結果は年度末 1 回のみであり，半期報告制度とは直接の関係はない。
4. ×　中段までの内容は正しい。有価証券報告書提出会社が半期報告書を任意に提出することは認められている。
5. ×　原則的には半期連結財務諸表であるが，連結財務諸表を提出していない上場会社の場合には，単体の半期財務諸表を作成しなければならない。

練習問題 5-5

1. ○
2. ○
3. ×　内部統制報告書は，従来の有価証券報告書に添付される別個の書類である。
4. ×　内部統制報告制度は**年度末における**「財務報告に係る内部統制」についての経営者の評価結果を経営者の言明として報告する制度である。
5. ×　中段までの内容は正しい。内部統制報告書の提出についても，有価証券報告書提出会社が任意に提出することは可能である。
6. ×　内部統制報告書は連結グループ全体での「財務報告に係る内部統制」についての整備ならびに**運用状況についての**経営者の言明である。

第6章 監査基準の形成と意義

練習問題 6-1

1. ○
2. ○
3. ×　「一般に公正妥当と認められる監査の基準」は，金融庁企業会計審議会が公表する『監査基準』だけでなく，日本公認会計士協会が公表する『監査実務指針』を含む，広い概念である。

練習問題 6-2

1. ×　アメリカ公認会計士協会は，SEC の立場（主張）を基礎におき，職業会計士による財務諸表監査全体の質を規制する基準としての監査基準を作成した。
2. ○　なお，現在においても，SEC 監査以外の財務諸表監査に係る監査基準については，アメリカ公認会計士協会がその設定主体となっている。
3. ×　PCAOB は政府機関ではない。PCAOB は独立の民間機関ではあるが，SEC の監督下にあるという点で準公的機関の性格を有している。
4. ×　本書第 6 章「1．監査基準の形成」を参照されたい。

練習問題 6-3

①・②・③

©2024 Eriko Kameoka, Hironori Fukukawa, Takashi Nagami, Yoshihide Toba
財務諸表監査　第３版
国元書房　（更新日 2024.8.19）

第7章 監査人の独立性と正当な注意

練習問題 7-1

1. ×　監査法人が継続的に非監査証明業務を提供する関係にある場合，公認会計士法上，監査証明業務が禁止されるのは，すべての被監査会社ではなく，大会社・金融商品取引法監査適用会社等である。公認会計士法第24条の2を参照のこと。
2. ○　関与した会計期間は20×1年3月31日を末日とする事業年度であり，監査役就任20×2年6月29日は，関与した会計期間の翌会計期間の終了日を過ぎている。したがって，法律上問題はない。公認会計士法第28条の2を参照のこと。
3. ×　被監査会社ABC社からの内部監査業務委託は，同監査法人が行う内部統制の監査の対象となり，その意味で「自己監査」となりうる。内部監査業務を行う部署が別組織であっても，監査法人の独立性の問題は消えない。
4. ×　外観的独立性に対する規制は，外観的独立性に与える要因の内容に応じて，監査基準・関係法令・倫理規則に分けて行われている。
5. ×　財務諸表監査契約に先立って必ず実施しなければならない「著しい利害関係」のチェックは，公認会計士の側で行うのであって，依頼人である企業が行うのではない。

練習問題 7-2

1. ○　とりわけ監査証拠の評価は，監査担当者のレベル，上司のレベル，パートナーのレベル，および最終的には審査担当者のレベルで行われる。職業的懐疑心は，それぞれのレベルで行使されなければならない。
2. ○
3. ○　「一般基準」のなかに「監査の品質管理」に関する規定が設けられている。とりわけ，監査法人の組織レベルでの品質管理体制の整備の充実が，日本公認会計士協会の品質管理基準委員会報告書で求められている。
4. ○

第8章 監査の失敗と監査人の責任

練習問題 8-1

1. ×　財務諸表監査において監査人が検出しなければならないものは「財務諸表上の重要な虚偽表示」であり，その原因となった誤謬や不正（財産不正）そのものではない。もし問題文の内容を正しいと考える場合には，そこにおいて行われている財務諸表監査の基本的な性質は「行為の監査」であり，「言明の監査」としての財務諸表監査ではなくなる。
2. ×　前段は正しい。しかし，公認会計士が虚偽証明によって監査契約者に対して損害賠償責任を負う場合があるとすれば，それは会社法上であって，金融商品取引法上ではない。金融商品取引法が保護する者は証券取引に参加する一般投資家であり，証券を発行する企業ではない。
3. ○　監査人が被監査会社に対して損害賠償責任を負うのは，民法上または会社法上であって，金融商品取引法上ではない。
4. ○
5. ○　監査人が金融商品取引法に基づく損害賠償責任を第三者に対して負う場合は虚偽証明であって，不正を発見できなかったことではない。ただし，民法第709条に基づいて監査人に対して損害賠償責任を求めることは可能である。民法第415条は不可。

©2024 Eriko Kameoka, Hironori Fukukawa, Takashi Nagami, Yoshihide Toba

6. ×　業務停止命令の第 1 号は，フットワークエクスプレスの当時の監査人であった瑞穂監査法人（2002 年 10 月 15 日：1 年間の業務停止）である。

練習問題 8-2

1. ○
2. ×　監査契約に関与した業務執行社員が監査意見の表明のための「合理的な基礎」を確かめたと判断した場合でも，監査報告書に署名・押印する前に，監査法人内において「意見表明に関する審査」を受けなければならない。これは『監査基準』の「報告基準」（基本原則 5）が要求しているところである。

第9章 監査プロセスとアサーションの意義

練習問題 9-1

1. ○　初度監査においては，特にパイロット・テストが重要である。
2. ×　証拠の評価に基づいて，必要に応じて，監査計画の修正や監査手続の追加を行わなければならない。図表 9−2 を参照されたい。
3. ○

練習問題 9-2

1. ×　財務諸表監査における監査の主題は財務諸表であって，財務諸表上の個々の項目に関して監査人が識別したアサーションではない。財務諸表上の個々の項目に関して監査人が識別したアサーションは監査人の立証の対象であり，個々のアサーションに対して監査人の意見（監査意見）や結論が求められているわけではない。アサーションを立証するのは，財務諸表の適正表示についての監査意見を表明するための基礎――証拠によって裏づけられた信念――を得るためである。
2. ×　監査人の立証の対象は財務諸表に含まれるアサーションである。監査人は，アサーションの蓋然的な確からしさを決定するために証拠を入手する。したがって，アサーションが識別されなければ，監査人の認識活動そのものが成り立たない。他方，どのようなアサーションを認識するかは，財務諸表項目の性質とともに監査人の判断による。

練習問題 9-3

1. ×　疑問文はアサーションではない。「貸借対照表に記載されている売掛金の期末残高は，回収可能な営業債権である。」であれば，これはアサーションである。なお，「売掛金の期末残高の回収可能性」自体は監査要点である。
2. ×　疑問文はアサーションではない。「売掛金期末残高を構成する各得意先の売掛金残高について，各得意先に対して正式に請求されている。」であれば，アサーションといえる。
3. ×　「営業債権の実在性」は監査要点もしくは監査目標であってもアサーションではない。監査要点は「貸借対照表に記載されている売掛金の期末残高は，実在している営業債権である。」というアサーションの構成要素にすぎない。監査要点（監査目標）とアサーションは相互に関係するものの同一の概念ではない。

©2024 Eriko Kameoka, Hironori Fukukawa, Takashi Nagami, Yoshihide Toba

第 10 章 監査リスク･アプローチ

練習問題 10-1

1. ○　明示的には記載されていないが,「監査の基準は，当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。」という文言に黙示的に含まれている。
2. ×　監査リスクの水準は当該監査期間において維持される。しかし，監査計画の策定段階において決定された重要性の基準値が，その後の監査手続や監査を取り巻く状況の変化あるいは検出事項の内容を踏まえて修正されることは当然ありうる。監査基準報告書 320「監査の計画及び実施における重要性」(12 項) を参照されたい。
3. ○　「実施基準」の「一　基本原則 1」において，監査リスク・アプローチの採用が義務づけられている。

練習問題 10-2

②　許容される発見リスクの水準は低くなるので，監査人は質的にも量的にも強い証拠を形成する必要がある。

練習問題 10-3

①・③・④

許容される発見リスクの水準は低くなるので，したがって質的にも量的にも強い証拠を**監査人自身が確かめる**必要がある。

練習問題 10-4

1. ○
2. ○
3. ×　売掛金の監査計画を策定する際，監査人は DR を設定しなければならないが，その前に，まず AR の水準を決定しておかなければならない。
4. ×　IR を小さく設定することは可能であるが，CR は内部統制を評価しなければ決定できない。被監査会社の業種の特徴と CR とは基本的に関係がない。
5. ○

練習問題 10-5

1. ○
2. ×　財務諸表利用者の判断を誤らせることになるような重要な虚偽表示が財務諸表に潜在する可能性は重要な虚偽表示リスクであって，監査リスクではない。監査リスクは，重要な虚偽表示を監査人が看過して，誤った監査意見を形成する可能性をいう。
3. ×　固有リスクは,「経営環境により影響を受けるリスク」と「特定の取引，勘定残高，開示などが本来有するリスク」から構成される。問題文では，少なくとも最初のリスクが識別されていない。
4. ×　内部統制の運用状況の評価手続は，統制リスクの暫定的評価の程度に応じて必ず実施されるのではなく，

　①　財務諸表項目の監査に関連して，内部統制が有効に運用されていると想定し，監査人が当該内部統

©2024 Eriko Kameoka, Hironori Fukukawa, Takashi Nagami, Yoshihide Toba
財務諸表監査　第３版
国元書房　（更新日 2024.8.19）

制に依拠する場合で，

② 財務諸表項目の監査に関連して，実証手続だけでは当該財務諸表項目レベルにおいて十分かつ適切な監査証拠を確かめることができないと判断した場合，

に実施される。

5. ×　監査リスクとは，財務諸表に重要な虚偽表示が含まれているにもかかわらず，監査人がそれを看過し，結果として無限定適正意見を表明してしまう可能性である。

練習問題 10-6

1. ×　監査リスク・アプローチは，監査計画の策定段階において固有リスクと統制リスクを個々に評価することから開始されるのではなく，財務諸表が著しく歪められている可能性――結合リスク：固有リスクと統制リスクを結合した重要な虚偽表示リスク――を評価するところから開始される。

　すなわち，発見リスクの水準が「重要な虚偽表示リスク」を評価したうえで決定されるという部分は正しいが，その評価手順の説明が誤っている。『監査基準』の平成 17 年改訂「前文」では，「原則として，固有リスクと統制リスクを結合した『重要な虚偽表示リスク』を評価したうえで，発見リスクの水準を決定することとした。」とあるが，固有リスクと統制リスクを個々に評価することを否定するものではない。しかし，原則は「結合リスクとしての評価」である。それゆえ，文中の「を個別に評価し，さらに」を「を結合した」に変え，文末に，「固有リスクと統制リスクを個々に評価することも可能であり，状況によっては，両者を分けて評価した方が適切な場合もある。」とすれば，正しい説明となる。

2. ○
3. ○
4. ×　前段は正しい。監査人が虚偽表示の重要性の基準値を当初の値よりも大きくした場合には，監査リスクは**当初より低くなり**，また虚偽表示の重要性の基準値を当初の値よりも小さくした場合には，監査リスクは**当初の水準より高くなる**。
5. ×　監査リスクは精査を採用した場合でも，ゼロにはならない。ノンサンプリング・リスクは，精査の場合であれ，必ず発生するからである。

練習問題 10-7

1. ×
2. ○
3. ×
4. ×

監査リスク・アプローチは，監査人が状況に応じて監査リスクを任意に引き上げ，あるいは任意に引き下げることを許すものではない。監査リスク・アプローチは，社会的に求められ，かつ監査人全体として維持しなければならない「合理的に低い監査リスク」を所与として，この水準が最低限維持できるように監査手続を予定し，監査資源の配分と利用を達成しようとする監査戦略である。それゆえ，監査リスクを監査人が任意に上げ下げできるような記述を含む記述は，すべて誤りということになる。

監査人の法的責任を認めた判決が出された場合，規制当局より「監査の厳格化」を求める方針が出された場合，監査基準の改正が行われた場合には，従来の監査環境とは異なる新しい環境が生じていると判断し，従来の監査手続のままでは監査基準にいう「合理的に低い水準」は達成困難と判断すべきであろう。したがって，監査人は監査リスクを引き下げる必要がある。

©2024 Eriko Kameoka, Hironori Fukukawa, Takashi Nagami, Yoshihide Toba

練習問題 10-8

1. ×　監査人が検出した財務諸表上の虚偽表示が重要であるかどうかは，当該虚偽表示が**財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を与える程度**によって判断されなければならない。
2. ○
3. ○

練習問題 10-9

①　統制環境	②　情報と伝達
③　統制活動	④　統制環境
⑤　統制環境	⑥　監視活動
⑦　リスクの評価	⑧　情報と伝達
⑨　統制環境	⑩　統制活動

第 11 章 監査証拠と監査技術

練習問題 11-1

1. ×　送り状や領収書や検収書類が本物（真正）であるかどうかを調べる監査手続は，実査ではなく，証憑突合である。
2. ○
3. ×　監査人が，被監査会社が顧客から入手した確認回答書（残高証明書）を特定の監査要点の立証に利用した場合は，「確認」ではない。
4. ×　勘定分析の適用が最も有効とされる勘定は固定資産勘定であり，当該勘定に記入すべきではない性質の異なる取引（収益的支出）が混入していないどうかを確かめるために適用される監査技術である。
5. ×　「閲覧」ではなく「通査」である。
6. ○
7. ×　前段は正しいが，説明や回答内容が適切であるかどうかは，監査要点が求めるところによって異なり，常に実査や確認という監査技術に結びつくわけではない。
8. ×　監査人は監査の過程において入手した書類の真正性を「職業的専門家としての正当な注意」を行使して判断することが求められる。しかし，「専門家の利用」という監査手続に直ちにつながるわけではない。他の文書との整合性や他の監査手続の結果に照らして当該文書の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて，真正なものとして利用することは許される。監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」（12 項）を参照されたい。

練習問題 11-2

1. ○
2. ○　監査基準報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」（5 項），および監査基準報告書 520「分析的手続」（5 項）を参照されたい。

©2024 Eriko Kameoka, Hironori Fukukawa, Takashi Nagami, Yoshihide Toba

第 12 章 監査意見を支える合理的な基礎

練習問題 12-1

1. ×　監査証拠の事前評価は監査計画の策定段階で行われる。
2. ○
3. ○
4. ×　監査証拠の事後評価は，監査責任者だけでなく，監査補助者や審査担当者もそれぞれの立場から行う。
5. ○

練習問題 12-2

1. ○
2. ○
3. ×　スタッフ会計士，シニア会計士およびマネジャーによって形成された個々のアサーションに対する個別信念は，審査担当者による審査を経る前に，監査チーム内の監査責任者による「監査調書のレビュー」を通じて総合信念に転嫁される。審査担当者による審査は，その後である。

練習問題 12-3

1. ○
2. ×　監査調書のレビューの目的は，「監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施されていたかどうか」を確かめることにある。その目的のなかに，監査意見の形成を可能とする「合理的な基礎」が得られているかどうかを確かめることが含まれる，と理解しなければならない。
3. ○　公認会計士法第 49 条を参照されたい。
4. ×　③は監査計画の策定と関係がない。
5. ×　④は監査調書の査閲とは関係がない。

第 13 章 監査報告書の構造と監査メッセージ

練習問題 13-1

1. ○
2. ×　二重責任の原則は，公認会計士の監査報告書の文節（「経営者及び監査役等の責任区分」と「監査人の責任区分」）に明示されている。

練習問題 13-2

④

練習問題 13-3

①　監査上の主要な検討事項区分
②　経営者及び監査役等の責任区分と監査人の責任区分

©2024 Eriko Kameoka, Hironori Fukukawa, Takashi Nagami, Yoshihide Toba
財務諸表監査　第３版
国元書房　（更新日 2024.8.19）

③　監査意見区分
④　監査意見区分と経営者及び監査役等の責任区分
⑤　監査意見の根拠区分と監査人の責任区分……**正解**
⑥　追記情報区分

練習問題 13-4

1. ×　「監査意見区分」ではなく「監査意見の根拠区分」において事実の記載（過去形）がなされている。
2. ×　「監査意見の根拠区分」において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査が行われたことが事実として記載され，「監査人の責任区分」において当該基準に準拠して実施された監査手続の内容が概説されるという様式になっている。
3. ○
4. ×　その他の記載内容自体は監査人が意見を表明する対象ではない。
5. ×　監査人は，通読及び検討にあたって，財務諸表や監査の過程で得た知識に関連しないその他の記載内容についても，重要な誤りの兆候に注意を払わなければならない（『監査基準』「第四　報告基準」八　その他の記載内容 1）。

練習問題 13-5

1. ×　「監査意見の根拠区分」ではなく「監査意見区分」。監査報告書の「監査人意見の根拠区分」に記載される文言は，「当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。」という事実としてのメッセージであり，「……ものと認める。」という監査人の意見ではない。監査人は，この事実としてのメッセージを記載することを通じて，監査人が実施した財務諸表監査全体の質を保証しているのである。
2. ×　監査報告書の「監査意見区分」に記載される文言（「当監査法人は，上記の財務諸表が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，……すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」）は，監査人（職業会計士）としての意見であり，事実としての記載がなされているのではない。監査人は，上記の監査意見を表明することを通じて，被監査会社の経営者の言明である財務諸表の信頼性を保証しているのである。

練習問題 13-6

1. ×　公認会計士は，財務諸表の有用性ではなく，財務諸表の適正表示について意見を表明する。
2. ○　代表取締役社長とする会社も出てきている。
3. ○
4. ○
5. ○
6. ○
7. ×　重要な虚偽表示が誤謬によるものであれ，不正あるいは違法行為によるものであれ，重要な虚偽表示をもたらす源泉は問わない。
8. ○または×　通常の状況のもとでは，財務諸表が「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して作成されていたことが確かめられた場合には，監査人はその財務諸表について適正意見を表

©2024 Eriko Kameoka, Hironori Fukukawa, Takashi Nagami, Yoshihide Toba

明することとなる。その限りでは○である。

しかし，被監査会社を取り巻く状況のいかんにかかわらず，会計基準への準拠は財務諸表の適正表示を導くか，という問題となると，答えは分かれるかもしれない。著者はその場合には×と考える。この問題は，外国の訴訟事件においても意見が激しく分かれる，最も扱いにくい争点である。1969 年のアメリカにおける Continental Vending Machine Corporation の事例（Lybrand, Ross Bros. & Montgomery），1998 年のカナダにおける Victoria Mortgage Corporation の事例（Touche Ross & Co.），1979 年のイギリスにおける Argyll Foods の事例（Arthur Andersen & Co.），そしてわが国の 1993 年の昭和シェル石油の事例（青山監査法人）がそうである。また，2006 年のライブドアの事例（港陽監査法人）もこの問題に関係している部分がある。

9. ×　監査報告書の改革により情報提供機能が拡充していることは確かであるが，そうであっても監査人の役割は第一に保証機能であることには従来から何ら変わりない。

10. ○

第 14 章 監査意見の類型と意見不表明

練習問題 14-1

②　重要かつ広範な影響を及ぼす不当な会計処理は負の証拠。したがって，除外事項として取り扱うのが正しく，追記情報として取り扱ってはならない。かくして，不適正意見が表明されることとなる。

練習問題 14-2

1. ×　監査報告書の監査意見の根拠区分には，監査が**一般に公正妥当と認められる監査の基準**に準拠して行われた旨が記載される。
2. ×　負の証拠であり，したがって「著しく違反している」ことを受けて，限定付適正意見または不適正意見となる。
3. ○
4. ×（ただし，監査証明府令では×だが，日本公認会計士協会での取り扱いでは○）

練習問題 14-3

④　会計処理の変更が正当な理由によるものと監査人が判断した場合には，監査報告書の「監査意見区分」においては，無限定適正意見を表明し，同区分においてはそれ以外には一切言及しない。財務諸表には，（1）減価償却方法の変更がなされた旨，（2）変更の理由，（3）変更が財務諸表に与える影響が注記されている。しかし，正当な理由に基づく会計処理の変更であれ，前年度と異なる会計基準で財務諸表が作成されていることは事実であるので，そのことに対する財務諸表利用者の注意を喚起させるため，正当な理由による会計処理の変更がなされた旨を「追記情報」として記載する。

練習問題 14-4

1. ○
2. ×　保証の問題として処理する。情報提供（追記情報）として処理してはならない。
3. ×　これは負の証拠なので，意見不表明の問題にはならない。

©2024 Eriko Kameoka, Hironori Fukukawa, Takashi Nagami, Yoshihide Toba

4. ×

練習問題 14-5

①・②・③・④
財務諸表の信頼性の保証につながるメッセージが答えとなる。

練習問題 14-6

⑥　会計基準違反を理由として監査意見の根拠区分に記載する除外事項
⑦　内部統制の機能状況（著しい不備が存在しても）そのものは除外事項とならない。③と比べよ。

練習問題 14-7

1. ×　被監査会社の継続的事業担当能力に著しい疑義を認めた場合にも，意見不表明とされる可能性はある。
2. ×　有効に機能していない内部統制の存在を理由に意見不表明とすることはできない。有効に機能していない内部統制が関係する財務諸表項目を識別し，その財務諸表項目の表示を支える会計帳簿や会計記録などが著しく不備であることによる監査手続の制約を理由にする。
3. ×　重要かつ広範な影響を有する会計基準準拠性違反が検出された場合には，監査人は，不適正意見を表明したうえで，①当該負の証拠が存在すること，②負の証拠と判断する理由を監査報告書に記載する。
4. ○　ただし，被監査会社に与える影響が甚大で多面的であり，当該企業の継続的事業担当能力の問題に飛び火する可能性が強く認められる場合には，「ゴーイング・コンサーン問題」として改めて捉えられることになる。
5. ×　監査リスク・アプローチのもとでは，財務諸表において金額的に非常に重要な項目について重要な監査手続（たとえば「棚卸の立会」や「確認」）が実施されなかった場合でも，そのことは直ちに意見不表明に結びつかない。

第 15 章 財務諸表監査とゴーイング・コンサーン

練習問題 15-1

1. ○
2. ○
3. ○
4. ×　このような企業の場合には，清算基準あるいはそれに準じた基準に基づいて財務諸表を作成しなければならない。会社更生・準更生の状況にある企業など，継続企業の前提が成立しない場合の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」がわが国の場合にはないので，意見不表明も選択肢であると著者は考える。しかし『監査基準』「第四　報告基準」の「六　継続企業の前提 4」においては，不適正意見を表明するものとされている。
5. ×　経営者が重要な疑義と認識しておらず評価していないのであるから，当然，継続企業の前提は適切である，ということになるであろう。しかし，監査人が継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況を識別している以上，経営者が評価を行ったか，また経営計画など必要な対応をとったのかなどを確かめる必要がある。その部分について監査人が納得しない限り，「意見表明の適否」を判断しなければならないし，状況によっては「意見不表明」となる。

©2024 Eriko Kameoka, Hironori Fukukawa, Takashi Nagami, Yoshihide Toba

第 16 章 監査規制と品質管理

練習問題 16-1

1. ○
2. ×　金融商品取引法監査に限定されるものではなく，公認会計士法第 2 条に規定されている業務に従事している公認会計士・監査法人である。無論，その中心は公認会計士法第 2 条第 1 項業務である。
3. ×　上記の問 1 と問 2 の答えと関連する。現行法のもとでは，告発の対象は公認会計士個人であり，法人ではない。

練習問題 16-2

1. ○
2. ×　監査法人は公認会計士である社員のほか，公認会計士ではない社員（特定社員）から構成される。ただし，特定社員は公認会計士法第 2 条第 1 項に規定する業務を行うことはできない。
3. ×　「有限責任監査法人については，社員全員が有限責任を負う。」の部分が誤り。有限責任監査法人おいても，指定有限責任社員は被監査会社と第三者の双方に対して無限連帯責任を負う。

練習問題 16- 3

1. ×　2005 年に『監査に関する品質管理基準』が設定される以前にも，『監査基準』に品質管理に関する規定が定められていた（『監査基準』「第二　一般基準」6 および 7)。『監査に関する品質管理基準』はそれらを敷衍して独立させたものという性格を有している。
2. ×　「すべての監査業務に対して同一の品質管理手続を適用する必要がある」の部分が誤り。監査事務所が品質目標を定め，その達成を阻害しうるリスク（品質リスク）を識別したうえ，当該品質リスクに対処するというリスク・アプローチに基づく考え方が採用されている。
3. ×　2 つの部分が誤り。まず，「監査法人のガバナンス・コード」を公表したのは，日本公認会計士協会ではなく，金融庁である。次に，「監査法人のガバナンス・コード」には「コンプライ・オア・エクスプレイン」の考え方が採用されている。十分に説明する限り，監査事務所の規模や特性を踏まえて一部の原則・指針を実施しないことが認められている。
4. ×　職業倫理や独立性に関する方針と手続を策定するのは監査責任者ではなく，監査事務所である。監査責任者は，職業倫理や独立性を含む，監査事務所が定めた品質管理の方針と手続に従って監査が実施されているかを確かめることが求められている。

©2024 Eriko Kameoka, Hironori Fukukawa, Takashi Nagami, Yoshihide Toba